



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年11月18日(金) 第10052号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則(医務課)	2
告 示	
○解除予定保安林(森林保全課)	7
○道路の区域変更(道路管理課)	7
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	7
○開発工事の完了(建築課)	8
公 営 企 業 公 告	
○都市計画事業の認可(団地課)	8
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施(発電課)	9
落 札	
○落札者等の決定(病院局経営戦略課)	11

■ 規 則

群馬県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十一月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十号

群馬県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

群馬県保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十六年群馬県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 削除

第三条第一項中「並びに前条第一項第三号」を「、規則第三十三条第二項に規定する届書並びに前条第一項第四号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則第三十三条第二項に規定する届書を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、所轄保健福祉事務所長を経由することを要しない。

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第三号

別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第4号(規格A4)(第2条関係)



准看護師免許申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

本 籍 所 〒

電 話 (ふりがな)

氏 名 (旧姓併記の希望がある場合は、旧姓)

性 別

年 月 日生

次のとおりですから准看護師免許証を交付してください。

- 1 年度准看護師試験受験番号第 号 { 年 月
都 道
府 県 施行 }
- 2 罰金以上の刑に処せられたことの有無(有・無)
有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日
()
- 3 准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無(有・無)
有の場合は、違反の事実及び年月日
()
- 4 出願後の本籍又は氏名の変更の有無(有・無)
有の場合は、出願時の本籍又は氏名
()
- 5 過去に准看護師免許を有していたことの有無(有・無)
有の場合は、登録番号
()

注 1 字は、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
 2 本籍は、都道府県名(外国籍の者は、国籍)を記載すること。
 3 添付書類
 1) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書
 2) 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍が記載され、かつ、個人番号が記載されていない住民票の写し(外国籍の者のうち、短期在留者の場合には旅券その他の身分を証する書類の写し、中長期在留者又は特別永住者の場合には国籍等の記載がされ、かつ、個人番号が記載されていない住民票の写し)
 ただし、出願後に本籍若しくは氏名の変更があった場合又は免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、本籍又は氏名の変更経過が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。
 3) 本県以外の都道府県施行の准看護師試験合格者の場合には、合格証書の写し

別記様式第五号中

准看護師籍訂正、免許証書換え交付申請書

証 紙 貼 付 欄

に

准看護師籍訂正、免許証書換え交付申請書

改める。

別記様式第八号中

准看護師免許証再交付申請書

を

証 紙 貼 付 欄

に

准看護師免許証再交付申請書

改める。

別記様式第十二号中

准看護師試験合格証明書交付申請書

を

証 紙 貼 付 欄

に

准看護師試験合格証明書交付申請書

改める。

別記様式第十四号を次のように改める。

別記様式第14号(規格A4)(第2条関係)

証 紙 貼 付 欄

助産婦名簿謄本交付申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

住 所 〒

電 話
(ふりがな)

氏 名

年 月 日生

次のとおり謄本を交付してください。

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 交付申請の理由

注 字は、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県保健師助産師看護師法施行細則(次項において「改正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書又は届書は、改正後の群馬県保健師助産師看護師法施行細則(同項において「改正後の規則」という。)の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている申請書又は届書(この規則の施行の際現に改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。)

■ 告 示

◎群馬県告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和4年11月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 前橋市堀越町2784の3
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月18日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	佐野古河線	邑楽郡板倉町大字海老瀬字北7444番の1地先内	前	11.2～13.5	33.0
			後	20.4～20.6	33.0
		邑楽郡板倉町大字海老瀬字北7451番の1地先から同郡同町大字同字同7476番の1地先まで	前	9.4～14.1	220.8
			後	10.5～19.0	220.8

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年11月18日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
群馬用水	理 事	新 任	中嶋三樹	前橋市茂木町253番地5
	同	同	島方操	高崎市十文字町336番地

同	同	田中猛夫	渋川市北橋町八崎1246番地1
同	退任	伊藤實	高崎市下室田町1568番地
同	同	吉田利治	渋川市北橋町真壁2134番地
同	同	飯塚武久	吾妻郡高山村大字尻高107番地1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年11月18日

群馬県知事 山本 一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡大泉町大字古海字熊野270-3、270-4、271-1、271-2、272-1、272-2	福島県郡山市八山田西四丁目184番地 MCP株式会社 代表取締役 奥田弓子
2	邑楽郡板倉町大字海老瀬字北7453-1、7454-1、7457-1、7457-6、7457-7	東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信

■ 公営企業公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、令和4年11月10日付けで国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業を認可した旨の告示（令和4年関東地方整備局告示第302号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月18日

群馬県企業管理者 中島 啓介

- 1 都市計画事業の種類及び名称 館林都市計画工業団地造成事業 館林北部第四地区工業団地造成事業
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 群馬県館林市新田町大字南蓮河原、大字稲荷木及び大字土井尻並びに下早川田町大字北蓮河原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 令和4年11月10日から令和12年3月31日まで

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年11月18日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

1 担当部局

- (1) 電子入札及び事務的事項に関すること 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県企業局発電課契約管理係 電話027-226-3973
- (2) 技術的事項に関すること 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県企業局発電課建設支援係 電話027-226-3981

2 調達内容

- (1) 工事名 白沢発電所水車発電機更新工事
- (2) 工事場所
ア 白沢発電所 群馬県沼田市白沢町尾合850
イ 利根発電事務所 群馬県沼田市久屋原町182-1
- (3) 工事概要 水車発電機、受変電設備及び制御装置ほか一式の更新工事
- (4) 工期 工期約60ヶ月（令和5年3月から令和10年2月まで）

3 入札参加形態 単体による参加

4 入札参加資格 この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条第2項及び群馬県企業局財務規程（昭和39年企業管理規程第5号。以下「規程」という。）第132条の3第3項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。
なお、(2)及び(3)において、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐ。
- (4) 令和5年1月31日（火）午後4時までに群馬県建設工事請負業者選定要領第10条第1項に規定する建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていることが確認できること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和5年1月10日（火）までに群馬県県土整備部建設企画課にぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)（以下「電子入札システム」という。）を利用して競争入札参加資格審査申請を行い、群馬県企業局発電課契約管理係へその旨連絡すること。
- (5) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること（当該保険に加入の義務がない者を除く。）。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた建設業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた建設業者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- (7) この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。

【設計業務受託者：北電技術コンサルタント（株）】

- (8) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 資格者名簿における電気工事の総合数値が840点以上の者であること。
- (10) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事について特定建設業の許可を受けている者であること。
- (11) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事期間中に専任で配置でき、かつ、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、工場製作のみが行われている期間にあつては、専任であることを要しない。

ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ 入札参加資格の確認申請前において、継続して雇用している者であること。

5 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料

- (1) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料は、令和4年1月21日（月）午前9時から令和5年1月10日（火）午後4時までに電子入札システムにより提出すること。
- (2) 電子入札システムの利用が困難な場合等にあつては、上記(1)の提出期間に上記1(1)の場所に必着するよう、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。また、封筒に「入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

6 総合評価落札方式に関する資料

令和5年2月1日（水）から同月14日（火）までの毎日午前9時から午後4時までに総合評価落札方式に関する資料を群馬県企業局発電課契約管理係に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

7 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所 電子入札システム
- (2) 入札説明書の交付方法 電子入札システム
- (3) 入札開始日時 令和5年2月20日（月）午前9時
- (4) 入札書及び工事費内訳書提出締切日時 令和5年2月24日（金）午後4時
- (5) 工事費内訳書開封予定日時 令和5年2月24日（金）午後4時5分
- (6) 開札予定日時 令和5年2月27日（月）午前10時
- (7) この入札は、原則として電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用が困難な場合等にあつては、上記(3)、(4)の提出期間に上記1(1)の場所に必着するよう、持参又は配達日指定郵便による郵送（書留郵便に限る。封筒に「入札書在中」と朱書きするほか、郵送方法の詳細は、入札説明書による。）により提出すること。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

8 落札者の決定

- (1) 総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。
- (2) この入札は低入札価格調査制度を適用するので、落札候補者が調査基準価格を下回る入札をしたときは、低入札価格調査（以下「低入調査」という。）を実施したうえで落札者を決定する。
- (3) 低入調査の対象となった者は、低入調査の実施に協力すること。

(4) 低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。

(5) この入札は失格基準価格を設けない。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) この入札に係る情報は、電子入札システムにより入手すること。

(4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の試行工事である。

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Subject matter of the contract: Manufacture and installation of water turbine generators, extra highvoltage substation and control devices.

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification by electronic bidding system, in person, or by mail: 4:00 p.m. 10 January 2023.

(3) Time-limit for tender by electronic bidding system, in person, or by mail: 4:00 p.m. 24 February 2023.

(4) Date and time of bid opening: 10:00 a.m. 27 February 2023.

(5) Contact point for the notice: Electricity Generation Division, Gunma Prefectural Government, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3973(Japanese only)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年11月18日

群馬県知事 山本 一太

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油(JIS1種1号) 794,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局経営戦略課財務係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年9月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 群馬自動車燃料販売株式会社 群馬県高崎市末広町54番地
- 5 落札金額 76,000円(1リットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年8月26日
- 8 契約方法 単価契約

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111